

令和8年度 滋賀県の道路管理者損害賠償責任保険加入契約に係る仕様書

1. 仕様

(1) 業務名および数量

令和8年度 滋賀県の道路管理者損害賠償責任保険加入契約 一式

(2) 対象施設

滋賀県知事が管理する道路(延長 道路区域内約 2,278 km+道路予定地約 3km 合計約 2,281km)

(3) 保険期間

保険期間：令和8年(2026年)4月1日午後4時から令和9年(2027年)4月1日午後4時まで

(4) 担保種別および補償金額

①対人賠償(1名につき) 1億円 ②対人賠償(1事故につき) 5億円
③対物賠償(1事故につき) 2,000万円

2. 契約手続等に関する事項

(1) 保険料の支払

滋賀県は請求を受けた保険料を、保険期間の初日の翌日から起算して30日後の日までに落札者の指定する預金口座に振込むこととする。

(2) 保険証書の交付等

落札者は、契約後、直ちに保険証書、約款等を滋賀県宛て交付するものとする。

3. 特記事項

(1) 対象施設となる道路は契約期間中においても道路法等の手続を経て増減することがある。

(2) 当該保険の支払い対象となる損害は、道路としての供用に関わりなく、道路法第18条第1項の規定に基づく道路区域内および道路事業や街路事業で道路管理者が管理している道路予定地(用地買収した土地を含む)で発生した事故による損害とする。

(3) 当該保険の支払い対象となる損害は次のものとする。

①法律上の損害賠償金 ②訴訟費用

(4) 損害賠償の判断および賠償金の算定に関する次の費用を含むものとする。

①弁護士相談費用 ②アジャスター調査費用

(5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。